

浦安市公園等の里親制度について

みんなが利用する公園はいつもきれいでみどりがいっぱいであってほしいものです。市では公園の清掃、美化に努めていますが、なかなか目が行き届いていないのが現状です。

公園等の里親制度は市民のみなさんに日頃利用している公園で、掃除や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行っていただき、市がこれを支援する制度です。

市民のみなさんと市が協働して公園がより良くなるよう育てていきましょう！

【里親制度の効果】

里親制度は＜美化効果＞および＜啓発・意識効果＞の二つの効果があると認められています。

身近な公園の清掃や除草などのボランティア活動を通して、美化意識の高揚や公園への愛護心また、地域活動の推進及びコミュニティの形成、活動による利用者の増加とそれに伴う防犯性の向上などの効果を期待しています。

【里親団体】

里親となれる団体は地域住民等で構成された継続して活動できる5名以上の団体です。自治会や学校、企業等も含まれます。また、小学生などは保護者が必要です。

また、里親だけがその公園を占有していると思われるはいけませんので、活動希望者はだれでも参加できる団体としてください。

【活動場所と範囲】

活動できる場所は、公園または緑地などみどり公園課が土地を管理している場所に限ります。道路や河川管理用用地などは対象となりませんが、他の制度（緑化活動支援制度）で支援しています。

また、活動する公園等のなかの全域で活動する必要はありません。範囲を限ることができます。市と取り交わす合意書の中で範囲を決めます。

【活動の内容】

次の活動に対して、支援を行います。なお、活動は公園利用者の妨げにならないように活動してください。また、公共の場であるため、除草剤が使用できないなど、特別に注意しなければならないこともありますのでご注意ください。

環境美化活動

清掃、除草など

緑化活動

草花の植付け、水遣り、花ガラ摘み、施肥、公園で利用する花苗づくりなど

公共の花壇ですので、市民の皆さんが見て楽しめるものとしてください。一部の個人の利益に供するような野菜などの栽培はできません。

ビオトープ、田、緑化推進施設等の管理

ビオトープの清掃・除草などの管理、田んぼでの稲作活動、グリーンハウスやコミュニティハウスなどの緑化推進施設の管理

情報の提供

施設や遊具の損傷、不審者や不適切な利用者など

その他必要な活動

環境美化活動や緑化活動などに関連するイベントなど

活動内容も協議の上で決めますが、基本的な公園管理は市で行います。まずは負担が少なく、長く続けられる活動内容にしてください。

公園によって多少の違いがありますが、公園清掃1回/週、除草4回/年、低木剪定1回/年、高木剪定1回/3年、公園花壇3回/年

【活動への支援】

上記の活動に対して、予算の範囲内で支援を行います。ご希望に沿えない場合もあるかと思いますが、ご了承ください。

里親看板の設置

希望により活動をアピールする看板を設置します。

保険の加入

希望によりボランティア保険(別添資料Aタイプ)に加入できます。市に名簿を提出してください。

消耗品の支給

ゴミ袋、肥料、薬品など

物品の貸与

ホウキ、ちりとり、スコップ、草刈機など

また、里親を表す帽子または腕章など(何にするかは検討中)

大型の機器は弁天ふれあいの森公園に置きます。

物品の貸与や消耗品の支給に関しては、申請書を提出してください。消耗品に関しては、月に1度の支給とさせていただきます。毎月20日までに申請書を提出していただければ、月末までに購入するようにします。

また、里親の活動の支援施設として弁天ふれあいの森公園にグリーンハウスを建設しました。会議や講習会などが開催できます。ラミネーターなどもこちらに置きますのでご利用ください。

【里親になる方法】

里親申出書を提出していただきます。その際に活動区域図や団体名簿、年間活動予定表などを添付しなければなりませんので、事前に市と協議してください。提出後に照査し、合意書を取り交わします。

【合意書】

合意書は2通作成し、里親と市がそれぞれ保管します。合意期間は合意した年度の末日となりますが、互いに合意解除の意思表示がないときは更に1年間継続することになります。

里親団体の構成員に変更があった場合は随時団体名簿を提出してください。

【合意の解消】

何らかの事由で合意を解消したい場合は、辞退届を提出していただきます。その際活動していた場所に手を加えた場合は原状に復旧していただきます。

また、以下の場合は市から合意を解消することがあります。

- ・里親の活動が合意書の内容と異なるとき。
- ・里親が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき
- ・市が当該公園等を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

【年間活動報告書】

毎年の活動報告を翌年度の4月末までに提出してください。